明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務四三）　一
○中小企業退職金共済法施行規則及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働八八）　六
○特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（同八九）　二〇
○獣医療法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　二五

〔告　示〕
○予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示（総務一五二）　三〇
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一四六）　三一
○中小企業退職金共済法第四十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定業種（厚生労働一九一）　四〇
○作業環境評価基準等の一部を改正する告示（同一九二）　四〇
○獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（農林水産八七九）　四四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記関係　七二
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係　七四
会社その他
会社決算公告　七七

省令

○総務省令第四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

総務大臣　高市　早苗